

## 4. 非破壊検査事業者等の認定（CIW 認定）

鋼構造物の溶接部を放射線検査（RT）、超音波検査（UT）、磁気検査（MT）、浸透検査（PT）、電磁誘導検査（ET）及びひずみ測定（SM）などの非破壊検査手法を用いて検査する検査機関（検査会社など）に対して技術者数や配置、設備・機器の管理及び品質システム体制について審査して基準に達していれば認定する制度です。

溶接構造物の製作工程で検査する場合、発注者又は監理者に代わって行う検査があり、この認定を受けた検査機関は後者の検査を行う場合（第三者検査と呼ぶ場合がある）の資格として活用されているもので、例えば建築鉄骨の第三者検査を行う場合の資格として展開しているものです。

なお、平成 19 年 1 月に認定基準を改正し、同年 4 月からこの改正基準の運用を開始しました。旧基準に基づく認定事業者の新基準認定への移行を 3 年間の移行期間（平成 22 年 3 月 31 日まで）を設けて行います。その間は、新旧各々の基準に基づく認定を行います。認定要件など異なります。詳細については、各々の基準をご確認下さい。

### 4.1 適用する規格

- WES 8701：2000 “溶接構造物非破壊検査事業者等の技術種別基準”  
 WES 8701：2007 “溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準”

### 4.2 認定の種別

事業者の認定種別は、認定検査部門数や各々の技術者数により、表 4.1 及び表 4.2 のとおり区分します。なお、WES 8701:2007 では、技術者の名称を変更しました。また、付加事項として、建築鉄骨検査適格事業者としての区分を追加しました。

表 4.1 WES 8701:2000 に基づく認定種別と検査部門数、必要資格保有者数

認定種別	認定する検査部門の数**	必要資格保有者数 *		
		主任検査技術者	主任試験技術者	試験技術者
A 種	5 又は 6	5 名以上	該当検査部門に各 1 名以上で合計 16 名以上	該当検査部門の主任試験技術者 1 名につき 2 名 ~10 名
B 種	3 又は 4	3 名以上	該当検査部門に各 1 名以上で合計 8 名以上	
C 種	2	1 名以上	該当検査部門に各 1 名以上で合計 4 名以上	
D 種	1	—	2 名以上	
E 種	1	—	1 名以上	

表 4.2 WES 8701:2007 に基づく認定種別と検査部門数、必要資格保有者数

認定種別	認定する検査部門の数**	必要資格保有者数 *		
		検査技術管理者	上級検査技術者	検査技術者
A 種	5 又は 6	5 名以上	認定検査部門に各 1 名以上で合計 16 名以上	該当検査部門の上級検査技術者 1 名につき 1 名 ~10 名
B 種	3 又は 4	3 名以上	認定検査部門に各 1 名以上で合計 8 名以上	
C 種	2	1 名以上	認定検査部門に各 1 名以上で 4 名以上	
D 種	1	1 名以上	2 名以上	

注：\* 技術者の任務及び責任については、表 5.3 を参照

\*\* 認定する検査部門は、次の 6 部門に区分します。

- (イ) 放射線検査（RT）
- (ロ) 超音波検査（UT）
- (ハ) 磁気検査（MT）
- (ニ) 浸透検査（PT）
- (ホ) 電磁誘導検査（ET）
- (ヘ) ひずみ測定検査（SM）

#### 4.3 認定の要件

非破壊検査を業務とする法人等（登記された法人で、事業目的に非破壊検査業務が明記されていること）で、次の要件を満たすものとします。

- ① 非破壊検査の業務実績が原則 3 年以上あること。
- ② 品質保証体制が整備されていること。
- ③ 検査業務を遂行するための必要な設備・機器を保有していること。
- ④ 表 4.1, 表 4.2 に示す技術者が在籍していること。

#### 4.4 認定の審査内容

認定のための審査項目は次のとおりとします。

- ① 法人の設立登記と組織機構
- ② 試験・検査の実績
- ③ 品質保証体制の構築と実施
- ④ 技術者の資格と構成人員
- ⑤ 認定に必要な設備及び機器

#### 4.5 認定の申請, 受付

認定の申請は随時受け付けます（毎年 4 月と 10 月に認定する）。認定申請に必要な書類の入手、手続き、問合せなどは、当協会本部事務局の CIW 認定担当に行ってください。

#### 4.6 認定審査

毎年 7～8 月頃と 1～2 月頃に事業者に対して認定のための審査（書類審査、現地審査）を行います。

#### 4.7 認定の登録

認定審査に合格し、所定の認定登録手続を行った法人等を登録し、認定証（毎年 4 月 1 日付と 10 月 1 日付）を発行します。

#### 4.8 認定証の有効期間と認定の継続

認定の有効期間は 3 年間とする。また、認定を継続しようとする場合には 3 年を経過する前に認定継続の審査を受けなければならない。この審査に合格した場合は、有効期間を 3 年間延長します。

#### 4.9 認定の更新

認定の登録後 6 年を経過（認定継続を受けて 3 年を経過）し、認定を更新しようとする場合には、6 年を経過する前に更新審査を受けなければならない。

#### 4.10 認定に必要な設備及び機器

認定検査部門に必要な表 5.3 に示す設備及び機器を保有していること。また、検査業務に必要な数量を保有していること（リースを含む）。

表 4.3 認定検査部門に必要な設備及び機器

検査部門	検査設備及び機器の名称
放射線検査部門	(a) 放射線透過装置（業務に必要な機能を備えた装置） (b) 放射線測定用サーバイメータ (c) 透過度計 (d) 階調計 (e) 濃度計 (f) フィルム観察器
超音波検査部門	(a) 超音波探傷器（業務に必要な機能を備えた機器） (b) 垂直探触子（業務に必要な機能のもの） (c) 斜角探触子（業務に必要な機能のもの） (d) 標準試験片及び対比試験片 (e) 超音波厚さ計 (f) 探傷図形記録装置又はこれに代わるもの
磁気検査部門	(a) 携帯形極間磁粉探傷装置 (b) ブラックライト (c) 紫外線強度計 (d) 標準試験片 (e) 磁化装置（フロッド法が可能なもの）及び電極 (f) テスラメータ
浸透検査部門	(a) 対比試験片 (b) 照度計（ルクスメータ） (c) 表面温度計又は温度計
電磁誘導検査部門	(a) 電磁誘導探傷装置 (b) 対比試験片
ひずみ測定部門	(a) 静ひずみ測定器（1 台につき 12 点以上測定可能なもの） (b) 動ひずみ測定器

#### 4.11 認定に必要な技術者の種類、任務及び登録手続き

表 4.1、4.2 に示す技術者の種類、任務及び登録手続きは、次のとおりとします。

##### (1) 技術者の任務

表 4.4 技術者の種類と任務

技術者の種類	主要な任務
主任検査技術者 検査技術管理者	溶接構造物の溶接と検査について、次の事項を実施し、検査に関する総合的な責任を負う技術者 ① 検査の計画と実施（検査仕様書及び検査要領書の承認） ② 判定基準の決定 ③ 検査の総合判定 ④ 作業記録、検査性関所及び検査報告書の承認
主任試験技術者 上級検査技術者	当該検査部門について、次の事項を実施し、業務遂行のため監督・指導を行う技術者 ① 検査の計画と実施（検査仕様書の確認及び検査要領書の作成） ② 関連規格及び検査仕様書の解釈 ③ 検査業務要領の立案 ④ 試験（検査）技術者の監督・指導 ⑤ 検査設備及び機器の点検・校正 ⑥ 検査業務の実施 ⑦ 作業記録及び検査成績書の確認 ⑧ 検査報告書の作成
試験技術者 検査技術者	当該検査部門について、主任試験技術者（上級検査技術者）の指導の下で次の事項を実施する技術者 ① 検査業務の実施 ② 検査結果の一次判定 ③ 作業記録の作成

##### (2) 検査技術管理者、上級検査技術者及び検査技術者の登録条件と登録手続き

各種技術者の登録条件として、認定事業者又は認定を取得しようとする事業者に所属している技術者であること。JSNDI 資格などの資格を保有し、必要に応じて CIW 技術者試験に合格の上、資格登録をする必要があります。技術者試験や登録手続きに関する詳細については、当協会本部事務局 CIW 認定担当までお問合せ下さい。